

国九整技管第 89 号
平成 24 年 11 月 5 日

各事務（管理）所長 殿

企 画 部 長

施工管理証明工事の試行について（通知）

地方整備局の所掌する土木工事（港湾空港部所掌除く）の請負契約に係わる監督業務の適切な実施を図ることを目的として、「土木工事監督技術基準（案）」（平成 15 年 4 月 17 日付け国九整技管第 17 号企画部長通達）を定め、この基準に基づき監督業務を行っているところであるが、今般、発注者が行っている監督業務の一部を受注者に委ねることにより、受注者の品質確保体制を強化し、品質確保能力を向上させるとともに発注者の監督業務の効率化を図ることを目的とした施工管理証明工事を試行することとしたので、下記に定めるところに従い適切に実施されるよう通知します。

記

第 1 概要・目的

施工管理証明工事は、現在、発注者の監督職員が行っている「指定材料の確認」、「工事施工の立会い」、「工事施工状況の確認（段階確認）」、「工事施工状況の把握」及び「建設副産物の適正処理状況等の把握」について、受注者の施工管理証明員（社内技術者又は受注者と契約した第三者）が施工管理証明として実施して、その結果を施工管理証明資料にとりまとめ、監督職員に報告することにより、受注者の品質確保体制を強化し、品質確保能力の向上を図るとともに、発注者の監督業務の効率化を図ることを目的とする。

第 2 用語の定義

（施工管理証明）

1. 施工管理証明とは、現在、発注者の監督職員が行っている監督業務の一部を受注者（社内技術者又は受注者と契約した第三者）の施工管理証明員が契約図書等に基づき、臨場及び関係資料により確認等を行い、その結果を別に定めるところの様式（チェックシート等）にとりまとめる行為をいう。

(施工管理証明工事)

2. 施工管理証明工事とは、施工管理証明の試行を実施する工事をいう。

(施工管理証明員)

3. 施工管理証明員とは、施工管理証明を行う者で、一定の資格及び実績を有した受注者の社内技術者又は受注者と契約した第三者の技術者をいう。

(施工管理証明資料)

4. 施工管理証明資料とは、施工管理証明員が施工管理証明の結果を報告するために作成する資料であり、施工管理証明書、チェックシート、状況写真等から構成される資料をいう。

(施工者)

5. 施工者とは、受注者の現場代理人、主任（監理）技術者をいう。

第3 試行対象工事

施工管理証明工事の試行は、次に掲げる工事から選定するものとする。

- ①一般土木工事（Cランク）
- ②アスファルト舗装工事（A、Bランク）
- ③その他当該工事に係る事務を所掌する九州地方整備局長又は事務（管理）所長が必要と認める工事

第4 施工管理証明員

(施工管理証明員の資格等)

1. 施工管理証明員は、一定の資格及び経験を有する者でなければならない。

(施工管理証明員の承諾)

2. 施工者は、工事着手前に社内技術者又は第三者から施工管理証明員を選定して、監督職員の承諾を得なければならない。

第5 施工管理証明計画書

(施工管理証明計画の承諾)

1. 施工者は、工事着手前に施工管理証明計画書を作成して、監督職員の承諾を得なければならない。

第6 施工管理証明の実施内容

(実施内容)

1. 施工管理証明の実施内容は、「土木工事監督技術基準（案）」（平成15年4月17日付け国九整技管第17号企画部長通達）の第3条（監督の実施）、表の「2. 施工状況の確認等」に規定されている「指定材料の確認」、「工事施工の立会い」、「工事施工状況の確認（段階確認）」、「工事施工状

況の把握」及び「建設副産物の適正処理状況等の把握」とし、施工管理証明員が臨場及び関係資料により確認等を行い、その結果を施工管理証明資料として作成するものとする。

但し、「工事施工状況の確認（段階確認）」のうち、契約変更に係わる確認項目については、これまでどおり監督職員が確認するものとする。

（監督職員への提出）

2. 施工者は、施工管理証明資料を一定期間ごとに監督職員に提出するものとする。

第7 施工管理証明に係わる監督職員の業務

（監督職員の監督業務）

1. 監督職員は、施工者から提出される施工管理証明資料の内容を確認することをもって、第6第1項に規定する実施内容の監督業務を実施したものとする。

但し、本規定は監督職員の現場臨場などを妨げるものではない。

（検査時における検査官への提示）

2. 監督職員は、検査時（既済部分検査、中間技術検査、完成検査等）に施工者から提出された施工管理証明資料を検査官に提示するものとする。

第8 検査

施工管理証明工事の試行対象工事の検査については、次の点について留意して検査を実施するものとする。

- 一 監督職員から提示された施工管理証明資料については、原則として全資料を確認するものとする。
- 二 出来形寸法検査については、「地方整備局土木工事検査技術基準（案）」（平成18年6月1日付け国九整技管第33-4号九州地方整備局長通達）第4条の「別表第2 出来形寸法検査基準」に規定されている検査密度の概ね2倍の密度で行うものとする。

第9 施工管理証明に要する費用の積算

（積算方法）

1. 施工管理証明に要する費用は、別途定める積算方法に基づき、工事の共通仮設費の技術管理費に積算計上するものとする。

（変更（精算）方法）

2. 施工管理証明に要する費用の精算は、施工管理証明計画書と施工管理証明の実施状況を確認して、受発注者間の協議により契約変更するものとする。